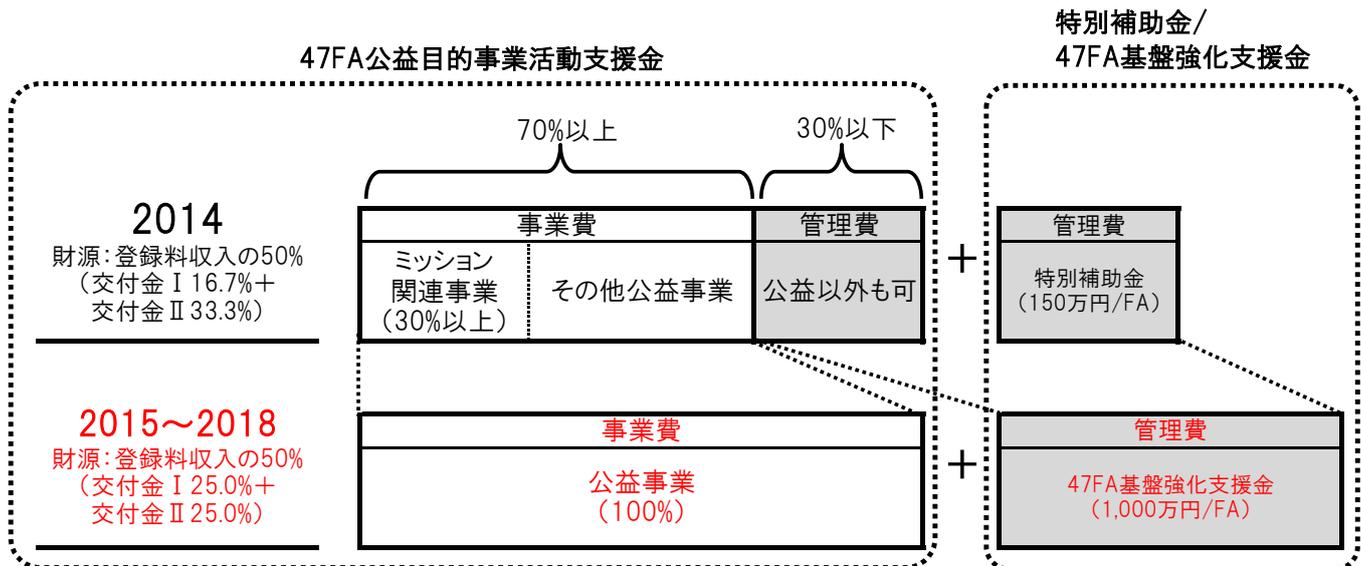


# 登録還元金概要

## ●各種支援金のイメージ



## ●内容

### (公益目的事業活動支援金)

- ✓ 登録料収入の50%相当額を支援金総額とする。
  - ・交付金 I ・各FAの登録料の25.0%相当額とする。
  - ・交付金 II ・登録料収入の25.0%相当額を登録者数/人口の比率に応じて配分する。
- ✓ 公益事業への配分比率を100%とする(→公益目的事業活動支援金を管理費に充当することは不可)
- ✓ 公益事業以外の支出(管理費)については、「47FA基盤強化支援金」を充当することとする
- ✓ ミッション関連事業への割り当ては撤廃する。

### (基盤強化支援金)

- ✓ 協会事務局の管理費充当分として交付(事業費充当不可)

## ●目的・狙い

### (公益目的事業活動支援金)

- ◆ 登録納付料からの還元金という主旨を踏まえ、登録納付料の実態(多寡)に合わせた還元近づける
- ◆ ミッション関連事業への配分制限撤廃により、各FAがそれぞれの地域性や特性、方針等を反映しやすい仕組みとする

### (基盤強化支援金)

- ◆ 組織運営の肝である事務局スタッフの質的/量的充実を達成することで、各FAにおける資金調達や独自の活動への注力などを促進し、組織の自立した運営及び更なる発展を目指す。